



枕草子の<申す><きこゆ>

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 穠田, 定樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00000788

枕草子の<申す><きこゆ>

種 田 定 樹

北海道学芸大学旭川分校国語学研究室

Sadaki Akita : "Mausu" "Kikoyu" in the Makuranosōshi

<きこゆ><申す>の敬讓性は全く等価値か、これは、そのような観点からの、枕草子の<申す><きこゆ>についての考察である。用例は、枕草子は、日本古典全書所収陽明文庫蔵三巻本源氏物語は、校異源氏物語の主底本である大島本に拠る。なお、源氏物語は左の書、枕草子は校本枕草子によつて異文の照合を行なつた。

〔I〕 地における<申す>

「地」の部分に用いられた<申す>の例数、ならびに、そこに構成せられた、動作のシテ（為手）ウケテ（受け手）間の上下尊卑関係＝敬語的關係の上位者、つまりウケテは、次の表の通りである。なお、例数は、三巻本に拠る。

上 位 者	a 申させ給ふ	b 申し給ふ	c 申す
㊶ 神 仏	0	0	3
㊷ 公	0	0	1
㊸ 一 条 帝	0	2	6
㊹ 中 宮 定 子	2	10	29
㊺ 女 院 詮 子	1	0	0
㊻ 淑 景 舎 原 子	0	2	0
㊼ 関 白 道 隆	1	1	0
㊽ 大 納 言 伊 周	0	0	2
㊾ 内 大 臣 伊 周	0	0	1
㊿ 中 納 言 義 懐	0	0	2

この表の例数の多少は、むしろ、各人物の登場頻度を反映する程度で、特別な意味を見出すことはできないであろうが、<申す>によつて待遇せられている人物が、㊶㊷は別として、㊿以外は主上・后妃でなければ、中関白家の人々である事は、筆者の立場を考え合せるならば、<申す>の敬讓度が極めて高いものである事を予想させるであろう。事実、これらの人物の行為の敬讓表現と、他の人物の行為の敬讓表現との間には、かなり明瞭な一線がひかれているのである。もちろん「地」においてである。

(A) 主上、中宮、女院の行為＝おはします・仰せらる・宣はす・せ（させ）給ふ・など。

(B) 中関白家以外の上達部＝おはす・のたまふ・給ふ・など。

(C) B以下の官位の人物・女房・それ以下＝常語。

このうちのBC間には多少のずれがないでもないが、AB間の区別は極めて厳重である¹⁾。そう

して、中関白家の道隆や伊周に対しては、Aクラス用の敬語とBクラス用の敬語とが共用されている。后妃としては地位の高くない原子も、定子の妹であるが故に、同じく両クラスの敬語が共用されている。そうして、これらの人物に対しては<申す>を用いて、単なるBクラスの人物に対しては<申す>を用いていないのである。たゞ、①の人物のみが、先にふれたように例外となる。というのは、中関白家の人でもなく、終始Bクラス敬語で待遇されているからである。しかし、この人物に対する二つの<申す>（33段）のシテは、いずれも、無名の卑者であつて、シテ・ウケテ間の上下差が著しく開いている。その故で、<申す>が用いられたものと考えられる。このほか、次のような用法も、例外とみられる余地があるかも知れぬ。

- ① 中間なる折に、（女房一人ガ）「大進（生昌）まづものきこえむとあり」と言ふを、（中宮ガ）きこしめして、「またなでふこと言ひて笑はれむとならむ」と仰せらるるも、またをかし。「行きて聞け」とのたまはずれば、わざと出でたれば、「一夜の門のこと、中納言に語り侍りしかば、いみじう感じ申されて、（中略）となむ申されつる」とて、また異ごともなし。（中略）帰り参りたるに、「さて何ごとぞ」とのたまはずれば、申しつることを、さなむと啓すれば……（6段）

事実上のウケテは、筆者清少納言である。「大進」は中宮職の三等官、従六位上相当であり、殿上人のうちにも入らない卑官ではある。しかし、女房クラスの清少納言とそれほど大きな上下差があるわけでもなく、事実、清少納言の、生昌に対する発話には、次のように、敬語表現さえなされている。

- 「門の事をこそきこえつれ、障子あけ給へとやはきこえつる」と言へば、「なほその事も申さむ……」。

もつとも、「対話」と「地」とでは次元が全く異りはするし、「対話」でならば、生昌は、清少納言に対して、上例のように<申す>を用いてもいる。しかし、あえて①の<申す>を、単純に清少納言上位とするならば、一種の自敬表現となり、不都合であろう。ここは、事実としてのシテ・ウケテ関係を超えて、中宮への復命であるという点から、中宮をウケテとして仮設した用法つまり、復命という事を通じて、シテ生昌の動作が、中宮にも及ぶかのように把握している、と考えるべきであろう²⁾。したがつて、先の表では、中宮に対する<申す>として取り扱つた。

〔II〕 「対話」における<申す>

次に、「対話」における<申す>であるが、「対話」の中でAクラス用語によつて待遇されている人物をaクラスとしよう。同様に、bクラス、cクラスを設定することができる。当然の事ながら、ある人物の、「地」におけるクラスと「対話」におけるクラスとは、必ずしも一致しない。また、「対話」におけるクラスは、発話によつて異なる事もあるはずである。つまり、話し手如何、聞き手如何によつて、同一人物のクラスが変動する。

ところで、<申す>のシテ・ウケテを、そのクラスによつて整理すると

(一) ウケテがaクラスである場合。

(1) 「地」においてAクラスである人物——天皇、院、中宮など——は、「対話」においてもaクラスである。A aクラスとできよう。普通には、話し手聞き手の如何によつて左右されることがないのである。したがつて、かような人物に対する<申す>は、「地」の<申す>と、敬譲度の高さにおいては変らないと考えられる。この用法には、(i) aあるいはA a → A a、(ii) bあるいはB b → A a、(iii) cあるいはC c → A a、という三つの型があり得るが、(i)(ii)の例は少な

く、(イ)の型が多い。一例ずつあげると、

(イ)「なほ、それ舞はせさせ給へと申させ給へ」(137段)このシテは中宮、ウケテは天皇、話し手は女房、聞き手は中宮。

(ロ)「(村上天皇ガ宣耀殿女御ヲシテ天皇ニ)せめて申させ給へば……」(21段)。この〈せ〉は使役の意での用法で、したがって、〈申さ〉のシテ(女御)は常語の待遇をうけていることになるが、それは使役の助動詞を用いたからであり、同一発話内では、一か所の例外をのぞいて、女御はbクラスである。また、ウケテ(天皇)も、この例ではbクラス待遇になるが、これまた使役の助動詞の故であり、他はすべてaクラス待遇である。

(ハ) (行成)「さなむ申したると(中宮ニ)申しに参らせよ」(47段)

(ニ)「地」でB、Cクラスの人物が、「対話で」aクラス待遇をうけて、ウケテとなる用法。

○(式部丞信経)「これは御前(アナタニ清少納言)にかしこう仰せらるるにあらず。信経が足がたのことを申さざらましかば、(アナタニ)えのたまはざらまし」と、かへすがへす言ひしこそ、をかしかりしか。(99段)

この場合、〈仰せらるる〉においてaクラス待遇、〈のたまは(ふ)〉においてbクラス待遇であるが、しばらく、ここにあげた。(1)に近似する敬讓度をもつ、とみなしてよいであろう。

以上、いずれも例数は1~3例にとどまる。しかし、その事は、必ずしも用法のせまさを意味するのではなからう。むしろ、資料の量、ならびに特殊性によるものと考えられる。だが、それとしても、今は、ただ、これらの用法が、「地」の〈申す〉に見出した敬讓度の高さをくずしていないことを言えば足りる。

(二) CまたはC c → bの用法。

この例は、10例あまり見出せる。

②(修理亮則光)「昨日、宰相の中將(齊信)の参り給ひて、いもうと(清少納言)のあらむ所、さりともしらぬやうあらじ、言へ、といみじう問ひ給ひしに、さらに知らぬよしを申ししに……」など言ひて(80段)。

おなじ話し手聞き手、シテ・ウケテの例が、他に4例あるが、これらになると、「地」や「対話」(一)の〈申す〉に比べて、敬讓度が多少低くなり、上下差の開きも小さくなつた、ということになるが、おなじくc → b用法であつても、すべてがおなじなのではない。

③(清少納言)「あれは誰ぞ。顯証に。」と言へば、(中宮職大進生昌)「あらず。家の主(生昌)、定め申すべきことの侍るなり。」と言へば、(清)「門の事をこそきこえつれ。障子あけ給へとやはきこえつる。」といへば、(生)「なほその事申さむ。そこにさぶらはむはいかに。そこにさぶらはむはいかに。」と言へば……(6段)

この例などになると、話し手聞き手の間の親疎の関係、また、シテ=話し手・ウケテ=聞き手であるという場面、さらには、清少納言は、中宮の行啓に侍して生昌の家に来ている、という特別な場面である事、などが作用してか、生昌の発話には、〈侍り〉〈さぶらふ〉、他の発話からも拾えば、〈承る〉〈まかり入る〉などがしきりに用いられ、清少納言たちの発話に比べると、おなじくc → bクラスの発話とは言いながら、生昌の発話は著しく鄭重である。〈申す〉もまたその一環と言えようから、(一)やなどの〈申す〉に劣らぬ敬讓度の高さをもつと考えられる。そうして、〈きこゆ〉の敬讓度に対して、あざやかな対照をなしている。そうして、同じ場面の次の例、

④(生昌→清少納言)「一夜の門の事、中納言に語り侍りしかば、いみじう感じ申されて、い

かできるべからむ折に心のどかに対面して申し承らむ、となむ申されつる。」とて…(6段)
 <申す>のシテは、いずれも、生昌の兄の中納言平惟仲であり、ウケテは清少納言である。その
 ようなシテ・ウケテ関係に、あえて<申す>を用いたのは、一つには、シテが話し手の肉親であ
 り、かつ、ウケテが、前述の如き特別な場面にあつて、しかも、聞き手として眼前に存在する、
 などの諸要素がはたらいのことであろうが、それにしても、<れ(る)>を付してまで<申
 す>を用いた意図は<申す>の敬讓度を高度なものとしてはじめて意味をもつもの、と考える。

(三)

以上は、動作のウケテである事が事実である場合、つまり、上位者が、直接の動作のウケテで
 ある用法のみに限つてきた。しかし、枕草子にも、ちようど、[I]の例①としてあげた<申す>
 と同じく、動作の事実上のウケテ、つまり、動作の直接のウケテには敬意が向かわず、場面的な
 存在である或る人物に敬意が向かう用法が認められる。すなわち、動作の間接的なウケテとして
 仮説された人物に敬意が向かう用法である。

⑤(中宮)「これは翁丸か」と見せさせ給ふ。(女房右近)「似ては侍れど、これはゆゆしげ
 にこそ侍るめれ。また翁丸か、とだに言へば、よろこびてまうで来るものを、呼べど寄り来
 ず。あらぬなめり。それは、打ち殺して棄て侍りぬ、とこそ(蔵人が)申し侍りつれ。(下
 略)」(7段)

この用法も、①の例とおなじく、中宮の下問に対する応答という「場面」に制約されて、中宮を
 ウケテとして仮説した用法であり、その事は、上の例の<まうで来る>の用法についても言え
 ることであろう。九八段の次の<申す>もおなじである。

⑥(中宮)「いかやうにかある」と問ひ聞えさせ給へば、(隆家)「いみじう侍り。さらにま
 だ見ぬ骨のさまなり、となむ人々申す。(下略)」と言高くのたまへば……

そうして、枕草子に関するかぎり、この仮説されるウケテは、すべて、Aクラスの人物である
 ことが注意されよう。その点で、この(三)の用法は、(二)では多少ともくづれたかに見えた
 <申す>の敬讓度の高さを、なお確固として保つていけると言えよう。しかし、この類の用法につ
 いては、異なる見解もありうるので、多少検討を加えてみたい。

⑦(清少納言)「この雪の山いみじう守りて……十五日までさぶらへ。その日までならば、め
 でたき禄たまはせむとす。私にもいみじきよろこび言はむとす。」など語らひて、(中略)菓
 物や何やといと多くとらせたれば、うち笑みて、「いとやすきこと。たしかに守り侍らむ。
 童ぞ上りさぶらはむ」と言へば、「それを制して、きかざらむ者をば申せ」など言ひ聞かせ
 て……(83段)

この<申す>の用法についても、(イ)(ロ)二つの解が成立する。(イ)シテは、<築士のほどに雇さして
 ゐたる>庭番である。かように、特定の個人が、無名のままで登場させられている、という事自
 体も、その人物の社会的地位がいかに低いかを示すものと言えよう。したがつて、事実上のウケ
 テは清少納言であるが、両者の上下差は、かなり著しく開いていると言える。この場合、ウケテ
 =話し手であるから、一種の自敬表現となるが、そのような例はとほしくないし、例①の場合と
 は「場面」が異なるから、この自敬表現は不都合ではない。とすれば、[I]や、[II](一)(二)でとり
 上げた<申す>の敬讓度に背くものではない、と言えよう。だが、次のような見解(ロ)も成立し得
 る。なるほど、この雪の山を十五日まで在らせようとする事は、中宮に対する賭としてなのであ
 つて、言わば、清少納言の私事ではある。しかし、この対話の場所は、<職の御曹司>であり、
 また、中宮に対する賭である以上——つまり、十五日まで残つた雪の山は、中宮の御覽にいれぬ

枕草子の〈申す〉〈きこゆ〉

ばならないものである以上、中宮もまたこの事態に関与している事になろう。そうして、話し手である清少納言は、その事を明らかに意識している。その発話の中の〈さぶらへ〉〈たまはせ〉〈私にも〉は、その意識のあらわれである。とすれば、問題の〈申せ〉も、おなじ意識において用いられているもの、とみなす方が、より適切である、と言えよう。とすれば、この〈申す〉の用法は、例⑤⑥のそれと同類ということになる。おなじ八十三段の、

⑧ (清少納言が) やがて起きゐて下衆起さすに、さらに起きねば、いみじう憎み腹立ちて、起き出でたる遣りて見すれば、「……(庭番が) 明日、明後日までも(雪ノ山ハ) さぶらひぬべし、祿たまはらむ、と申すと言へば……

⑨ (⑧ト同じ下衆) 「こもり(⑦⑧ニ登場シタ庭番) が申しつるは、昨日いと暗くなるまで待りき……とて手をうちてさわぎ侍りつる」など言ひさわぐに……

⑩ (主殿司) 「ただここもとに人づてならで申すべきことなむ」と言へば……(78段)

⑪ (アル男) 「からい目を見さぶらひて、誰にかはうれへ申し侍らむ」とて、泣きぬばかりのけしきにて、(清少納言ガ) 「なに事ぞ」と問へば……(297段)

この⑧～⑪についても、例⑦に述べた(イ)②の見解が成立するだろう。⑧⑨は、⑦の継続場面⑩は上の御局、⑪は御匣殿(道隆第四女)の御局での出来事である。清少納言が、いずれにおいても、直接のウケテである。だが、これらは、⑦とちがつて、ウケテ＝聞き手、⑩⑪ではそれに加えてシテ＝話し手、⑧⑨も、シテ＝話し手に準ずるものと見なすことができる。ここに、⑧～⑪については、第三の見解(イ)が成立し得る。つまり、かような場合には、話し手の敬語的關係についてのわきまを規制する力としては、社会的客觀的關係に、話し手対聞き手、という場面的な關係が加わり、この後者が、なかなか強い力をもつ。たとえば、枕草子においても、「地」のAクラス用の敬語〈おはします〉〈やせ給ふ〉が、「対話」では、殊に聞き手に一致するB、Cクラスの人物に対しても用いられることが、しばしばある。時には、社会的客觀的な上下關係を逆にする場合さえあるのである。次の例がそれである。

⑫をさめもうちまもりて、「おまへ(中宮)には、いかが、ものの折ごとに、(アナタ＝清少納言ヲ) おぼしいできこえさせ給ふなるものを……」といひて……(138段)

つまり、社会的客觀的な上下關係の反映としてよりも、話し手個人の、聞き手個人に対する主觀が、場面的な上下關係を構成するのである。⑧～⑪などの〈申す〉も、そのような主觀的場面的な上下關係を表現するもの、とみなす事もできる。だが、それとしても、シテが、あまりにも卑位の存在であるから、それらの〈申す〉も、「地」の〈申す〉に想定したような高度の敬讓度をなお保有している、とみることはできる。かように、⑦～⑪のそれぞれが、(イ)②のうち、どの用法に属するか、という事は問題であるが、しかし、そのいずれであるにしても、それらの〈申す〉も、「地」の〈申す〉と大差のない敬讓度をもつ、という事までは言えるであろう。

〔Ⅲ〕 〈きこゆ〉について

上に述べたような〈申す〉に対して〈きこゆ〉はどうであろうか。まず、「地」の〈きこゆ〉について考えたい。次の表は、「地」の〈きこゆ〉が、どのようなシテ・ウケテ間の敬語的關係を表わすのに用いられているかの調査の結果であり、比較の意味で〈申す〉と並べ示した。A・B・Cは、〔I〕にも触れたが、Aは、〈せ給ふ〉〈おはします〉〈のたまはす〉などで待遇せられている人物、Bは、〈給ふ〉〈おはす〉〈のたまふ〉などで待遇せられている人物、Cは常語で待遇されている人物である。ただしここでは、中宮や道隆でも、その動作が、〈きこえ給ふ〉

<申し給ふ>とある例は、シテをBクラスとした。また、ウケテについては、<きこゆ><申す>を含む<文>における待遇によつて、その<文>の中に入らない場合は、おなじ場面における待遇によつて、各人物のクラスを判定した。表に、[A→B]とある場合、Aはシテ、Bはウケテである。数字はもちろん各用法の例数である。()内の数は、<申す>の総数を<きこゆ>の総数と同じにした場合の数値である。

	A → A	B → A	C → A	B → B	C → B	A → B	C → C
聞 ゆ	3	2	3	6	15	4	1
申 す	4 (2.2弱)	13(7.2強)	38(21.5強)	2(1.1強)	4(2.2弱)	0	0

ここから帰納できることは、概して言えば<申す>がAクラス用であるのに対して、<きこゆ>は、どちらかと言えばBクラス用の敬語である、ということである。もつとも、厳密に、ABいずれか専用とまでは言えないことは、上の表によつても知られるが、<きこゆ>からは、<きこえさす>が派生して、枕草子では、もつばら中宮に対して七例を用いている、ということはやはり、<きこゆ>をAクラスに用いるのは、敬意に十分でない点があるからなのではあるまいか。<きこゆ>の特長をさらに言えば、Bクラス向き、という以上に、上下差があまり開かないという点であろう。その事は、上の表に明らかにあらわれている。さればこそ、A→B、C→Cといった用法もあらわれるのであろう。もつとも、A→Bの内わけは、中宮→齋院(1)、中宮→伊周(2)、中宮→隆家(1)であり、中宮→齋院はA→Aに準ずべき用法、また、伊周・隆家は中宮の兄であるから、単なるA→Bとは言えないかも知れない。しかし、あえて<申す>が用いられていない、ということは、やはり、<きこゆ>の特長とすべきである。C→Cは、清少納言→式部丞信経であり、<きこゆ>を用いる事さえ適切ではない。事実その場面(99段)では、この<きこゆ>一例のほかは、終始常語表現である。ただ、信経が主上の使として中宮方へ来ている場面であり、その故に、不用意に用いられたものであろう。もちろん、清少納言あての使ではなく、したがつて、発言内容も、使命とは何のかかわりもない私事である。が、これまた、<申す>ではなく<きこゆ>であつたという事は、絳上のごとき<きこゆ>の特長のあらわれと考えられる。次に、「対話」の<きこゆ>である。

- (1)<申す>の(㉓)の用法のように、事実上のウケテが話し手と一致し、しかも、仮設されたウケテを想定することができる、という用法はない。
- (2)その他の用法を、数の上で<申す>と比較することは、おなじくCクラスでも、シテの場合、それが話し手と一致すれば、社会的地位の上では、あらゆるクラスを含むことになるし、おなじくbクラスといつても、それが聞き手に一致すれば、これまた、社会的地位の上では、被官クラスや女房クラスから公卿にまで至る広い巾を含み得ることになつて、平面的な比較しか出来ないであろう。なるほど、「対話」の場合、社会的地位が、クラス別を決定するものではなからうが、だからといつて、何の関連ももたない、というわけにはゆかない、という事も考え合せなければならぬ。それに、クラス差を、敬語によつて判定しようとしても、推定的にしか判定できない例も多い。こういうわけで、数字的な比較には大きな制約があるはずであるが、それを承知の上で、いちおうの比較をこころみると、下のようになる。推定によつて判定したものもかなりあり、かつ、二重の対話の処理のしかたなどで、人によつては、多少の相違もあり得よう。なお、<申す>のc→aは(㉓)の用法を含む。

枕草子の〈申す〉〈きこゆ〉

	a→a	b→a	c→a	b→b	c→b	a→b
きこゆ	2	2	0	3	19	3
申す	1	1	14	0	12	0

ここから、いちおうの結論を出すならば、やはり「地」における比較と同じことになるであろう。

③)ところで、②)の表で注意されるのは、まず、c→aにおける両語の差であろうが、c→bにおいても、〈きこゆ〉は、かなり特長的なのである。というのは、一、二の例をのぞいて、c→b用法における〈きこゆ〉は、シテ＝話し手・ウケテ＝聞き手という人物関係の例ばかりである。(ただし、〈三位の中將ときこえける時〉のような用法は、②)の表に入れていないから、このかぎりではない。)そうして、社会的地位がシテより低いようなウケテに対しても〈きこゆ〉が用いられている。つまり、「地」におけるクラスで言うならば、B→C用法となるべき例があり、しかもその数は、総数の1/3もある。たとえば、上達部である行成や齋信をシテとし、清少納言や女房をウケテとして〈きこゆ〉が用いられているのである。もちろん、それは、さきに指摘したような、人物関係に依存してのことではある。だが、それにしても、〈申す〉には、そのような例をみないのである。ということは、〈きこゆ〉は、〈申す〉よりも敬讓度が低い、あるいは、上下差が小さい、ということである。だからこそ、b→b, a→b, といった用法が、〈きこゆ〉だけにみられもするのである。この例をあげておく。

a→b○(中宮)「(村上天皇が、宣耀殿ノ女御=)問ひきこえ させ給ふを、かうなりけりと(女御が)心得たまふもをかしきものの……(村上)強ひきこえ させ給ひけむほどなど……(21段)

○(主殿司)「頭の殿のきこえ させ給ふ、ただ今まかづるを、きこゆべきことなむある。」と言へば……(79段)

この例では、ウケテ＝聞き手は清少納言であるが、話し手がどんな待遇をシテに与えているか不明である。これをbクラス待遇と推定したのである。しかし、〈させ〉を使役の意とすれば、b→bの用法となるが、それでもなお〈きこゆ〉の特長たるを失なわない。

b→b○(清少納言)「さらにな聞え 給ひそ」など言ひて……(78段)

聞き手＝シテが修理亮則光、ウケテは、宰相中將齊信である。

④)そのほか、〔Ⅱ〕の(三)、例⑩のごとく、〈きこゆ〉が、社会的上下関係を逆にした場合にも用いられること、〔Ⅱ〕の(四)、例③に述べたような、〈申す〉と〈きこゆ〉との使い分け——あの6段では、生昌はすべて〈申す〉を用い、清少納言たちは〈きこゆ〉で生昌を待遇している——これらの事実をも併せ考える時、以上に、くりかえしてきた如き〈申す〉〈きこゆ〉の差は、こと枕草子に関するかぎり、顕著に認められる、と結論できる。

〔Ⅳ〕源氏物語との比較

源氏物語の〈申す〉の用法と比較してみると、今は「地」の〈申す〉にかぎってみても、ウケテの巾は、源氏物語の方が広い。源氏物語においても、「地」にあつて〈せ給ふ〉〈させ給ふ〉などで待遇せられる人物は、特定の人物であることが、すでに指摘せられていることは、さきにもふれた。したがって、どんな用語によつて待遇せられているか、ということでも、もつとも大きく区分するならば、やはり、枕草子と同じく、A, B, Cの三クラスを区別することができる。

ところが、源氏物語の〈申す〉は、必ずしも、Aクラスに対して用いられることを特長とするとはかぎらない。たとえば、夕霧→雲井雁、手習の巻に見える媒の男→少将、弟子僧→横川僧都、などといった例も少くない。そうして、登場回数が多い光源氏が圧倒的に〈申す〉のウケテとなる回数は多いが、その他にも、致仕大臣（もとの頭中将）、匂宮、薫、など、やはり登場回数が多い人物は、度々〈申す〉のウケテとなつている。枕草子のように、明瞭な線をひくことはきわめて困難である。

しかし、以下のような特長を認めることができる。

(1)神仏に〈言フ〉〈祈ル〉などの場合は、〈聞ゆ〉〈いのりきこゆ〉とは用いない。〈申す〉であり、〈祈り申す〉である。そうして、

○故尼上の、この御事（紫上ノコト）を思して、御行ひにも、祈りきこえ給ひし……（p235、紅葉賀）

などは、紫上のために、という意味で、紫上をウケテとしているもの、とみることができる。そのほか、〈願はたし申す〉や〈頼み申す〉など。たゞ、〈念じきこゆ〉は、仏に対しても用いられている。

(2)天皇個人に対してでなく、「公」に対しての行為である場合は〈申す〉を用いている、と考えられる。

○左の大臣も……致仕の表奉り給ふを、帝は……たびたび用ゐさせ給はねど、せめてかへさひ申し給ひて、こもり居給ぬ。（p371、賢木）

このような場合には、〈きこゆ〉は用いないようである。そうして、この事は、当時の公家日記など、記録や文書の世界では、もつぱら〈申す〉を用いている事、つまり公的な政事的な「ことば」としては〈申す〉が専用されている、ということと関係があろう。その他、源氏物語では、〈とのみ申し〉〈まかり申し〉〈申し賜はる〉など、直接公事にかかわる〈申す〉があり、かつその〈とのみ申し〉の行為は、〈申す〉と表現せられても、〈きこゆ〉と表現せられることはない。

(3)博士、陰陽師、宿曜師などの「言フ」行為は、常語か〈申す〉かである。

○陰陽師なども、多くは女の霊とのみ、うらなひ申しければ……（p1230、柏木）

このことは、陰陽師は公務員であり、その占う行為は、多くは公務であることから、前述の(2)の一環として、〈申す〉を用いたのであろうが、源氏物語では、私的な行為であつても〈申す〉を用いている。上にあげた例もそれである。なお、この用法は次項とも関係がある。

(4)いわゆる「下衆」クラスの、貴人に対する〈言フ〉行為は〈申す〉を用いて〈きこゆ〉は用いられていないようである。隨身のような卑官においても、〈申す〉が用いられるのが常で、次の例などは例外である。

○（薫）「申しつるは何事ぞ」と問ひ給ふ。（隨身）「今朝、かの宇治に……（中略）……その返り事はとらせ侍りつる。」と申す。「その返り事は、いかやうにしてか出だしつる。」「それは見給へず。…下人の申し侍りつるは、赤き色紙のいと清らなる、となむ申し侍りつる。」ときこゆ。（p1908、浮舟）

あるいは、わずかな間を置いて〈申す〉が頻出するので、臨時に〈きこゆ〉を代用したものであろうか。諸本に異文はない。

(5)上の(4)とおなじくCクラスではあつても、例の惟光のような家司クラス、受領クラスになると〈申す〉〈きこゆ〉が、同一場面でも共用されることがある。

(6)しかし、女房クラスにあつては〈申す〉を用いることはきわめて稀である。が、実は、女性の行為としての〈申す〉の例数は、200近い「地」の〈申す〉の中、数例にしか過ぎない。その中では、母としての発言や老女の発言により多く用いられている。

(7)B、Cクラスにおいては、次のような事実が認められる。二人物の間で行なわれる「対話」の行為としての〈言ふ〉が、一方においては〈きこゆ〉〈申す〉を共用し、他方の人物については〈きこゆ〉をしか用いていない、というような場合、〈きこゆ〉をのみ用いている人物の方が、上位者であると考えられる。若紫での北山僧都と光源氏、宇治十帖での薫と匂宮、また、横川僧都と薫、少女などの巻での光源氏と大宮、これらの各種では、〈きこゆ〉は両者ともに用いられているが、〈申す〉は、後者をシテとし前者をウケテとしてのみ用いられている。ただ、光源氏と大宮との間では、社会的地位の上下というより、源氏の妻葵上の母である、という点が重視されているのであろう。このほか、薫と大君（宇治宮長女）との組み合わせでも、薫にのみ〈申す〉があらわれているが、これは、〈世にかずまへられ給はぬ古宮〉（橋姫）の令嬢ではあつても、薫にとつては、私淑してやまぬ八宮の大君であつてみれば、おのずから、他の女性に対するのとは、心のおき方もかわつてこよう。そうした、薫の内面的な心のありようを示唆したものではなからうか。

(8)親子関係では、子を〈申す〉のシテとする例は多くても、その逆な例は稀である。中でも、夕霧と源氏との間の対話行為は、源氏については、〈きこゆ〉さえ用いていないのに対して、夕霧の行為は、ほとんどの場合〈申す〉を用いている。一つには、夕霧の実直誠実な人からを、そのような形で示そうとしたのではなからうか。そのほか、玉かつらとその子息の間でも、〈申す〉はその子息の行為にかざられている。

(9)社会的な上下関係に逆行するような用い方は、〈きこゆ〉の場合、そう稀ではない。

○（帝ハ左大臣ヲ）すてがたきものに思ひきこえ給へるに、（左大臣辞意ヲ）かひなき事とたびたび用ゐさせ給はねど、せめてかへさひ申し給ひて、こもり居たまひぬ。（p371, 賢木）
この場面でも、帝は、概して〈せ給ふ〉待遇、左大臣は〈給ふ〉待遇であること、両者の社会的地位の上下関係の反映である。にもかゝらず、帝→左大臣、という〈きこゆ〉の用法が成立している。〈申す〉が、かような上下関係に用いられる時は、何らかの特別な意図がみられるのである。たとえば、冷泉院→光源氏という例が二例あるが、冷泉院の出生の秘密は、これを単なる上下関係の錯誤としないであらう。

①（式部卿宮→ひげ黒大将北の方=宮の娘）「……いとひがひがしきさまにのみこそ見えはて給はめ」といさめ申し給ふ、ことわりなり。（p955, 真木柱）

②（内大臣→雲井雁）姫君はいとおさなげなる御さまにて、よろづに申し給へどもかひあるべきにもあらねば……（p685, 少女）

これらは、〈申す〉の、社会的な上下関係に逆な、数少い例であるが、いずれも、教訓的な意図の〈申す〉であることが、注意される。

〔V〕 結 び

以上、源氏物語の〈申す〉については、なお個々の用法の吟味を完成していないので、いちおう、顕著に認められる点を列挙したにとどまる。ことに、「対話」の〈申す〉との関連、同一場面同一人物に対する〈申す〉〈きこゆ〉の比較など、後考にまつべき問題を多く残している。その事自体、枕草子の〈申す〉に比べて、源氏物語の〈申す〉の生態は、なかなか複雑であり、

枕草子のようには割りきれない。したがって、いずれが、社会的普遍的な用法であるか、ということも問題になるが、しかし、以上あげた9項目からでも、枕草子の〈申す〉との共通点は指摘できるであろう。(1)(2)(3)(4)あたりからは、〈申す〉における、シテ・ウケテ間の上下差の大きさを指摘することができよう。また、各項を関連させる時、クラスが下層であればあるほど〈申す〉専用のであり、かつ、それに対して、〈きこゆ〉が、そこまで下降しないことを示し、〈きこゆ〉より〈申す〉の方が、より敬讓度が高いことを思わせる。この両者の差は、(7)(8)(9)の事実からも帰納できるはずである。次の例なども、両者の差を端的に示している。

○(源氏が人々ニ書ヲ依頼)人々かたきことにおぼして、かへさひ申し給ふもあれば(源氏)まめやかにきこえ給ふ。(p958, 梅が枝)

そうして、〈きこゆ〉の方が〈申す〉より敬讓度が高いことを証する例は認められない。そうして、以上のごとき〈申す〉の性格に伴う語感は〈きこゆ〉以上の「あらたまり・かしこまり」の感情であろう。〈きこゆ〉〈申す〉が、同一場面、もしくは同一人物に対して併用されている場合、たとえば、挨拶とか依頼・要求などの意図の発話、初対面の発話などに、〈申す〉が用いられる傾向があるのは、そのような語感を生かしたものと言える。

注

- 1) 主上や皇后などに対する敬語が、他の人物に対する敬語とは、明らかに、かつ、きびしく区別されるような敬語の用い方は、源氏物語にも見られるよし、すでに玉上琢弥氏の論考がある。「敬語の文学的考察——源氏物語の本性」国語国文21巻2号。
- 2) このような〈申す〉の発生と展開については、拙稿「敬語の場面的転成とその変遷」国語国文24巻6号参照。
- 3) ただし、信経に対しては、一カ所だけ〈きこゆ〉を用いている。中宮からの御使である事への意識のしからしめたものか。(昭36・8)